

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和４５年１２月町田市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２の表小野路グラウンドの項中「午後７時」を「午後９時」に改める。

別表第４の２（１）中「会議室及び」を削り、別表第４の２（１）ア（ア）の表中「

小野路球場	２時間	４，０００円	８，０００円	１２，０００円	１６，０００円	を
-------	-----	--------	--------	---------	---------	---

「

小野路球場	２時間	５，０００円	１０，０００円	１５，０００円	２０，０００円	に、
-------	-----	--------	---------	---------	---------	----

」

「

小野路グラウンド	全面	２時間	４，０００円	８，０００円	１２，０００円	１６，０００円	を
	１／２面	２時間	２，０００円	４，０００円	６，０００円	８，０００円	

」

「

小野路グラウンド	全面	２時間	６，０００円	１２，０００円	１８，０００円	２４，０００円	に
	１／２面	２時間	３，０００円	６，０００円	９，０００円	１２，０００円	

」

改め、同表備考に後段として次のように加える。

この場合において、超過利用料金に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第４の２（１）ア（イ）の表中

「

小野路球場	２時間	８０，０００円	１００，０００円	１２０，０００円	１４０，０００円	を
-------	-----	---------	----------	----------	----------	---

」

小野路球場	2時間	100,000円	125,000円	150,000円	175,000円	に、
-------	-----	----------	----------	----------	----------	----

小野路	全面	2時間	80,000円	100,000円	120,000円	140,000円	を
グラウンド	1／2面	2時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	

小野路	全面	2時間	120,000円	150,000円	180,000円	210,000円	に
グラウンド	1／2面	2時間	60,000円	75,000円	90,000円	105,000円	

改め、同表備考に後段として次のように加える。

この場合において、超過利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4の2（1）の表の次に次の1表を加える。

（2）附属施設利用料金

附属施設の名称		利用単位	利用料金	
			スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合
小	本部室	2時間	1,000円	2,000円

野 路 球 場	審判控室	2 時間	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
	記録室	2 時間	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
	記者室	2 時間	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
	医務室	2 時間	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
	特別観戦室	2 時間	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間 1 時間（当該利用の前後の超過を各 1 回とし、1 回ごとに 1 時間に満たない端数がある場合は、これを 1 時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の 1 時間当たりの額の 3 割増相当額とする。この場合において、超過利用料金に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 4 の 4 の表照明設備の部相原中央テニスコートの項の次に次のように加える。

小野路グ	全面	全灯	3 0 分	1, 4 0 0 円	2, 8 0 0 円
ラウンド	1 / 2 面	1 / 2 灯	3 0 分	7 0 0 円	1, 4 0 0 円

別表第 4 の 4 の表放送設備の部町田市陸上競技場の項の次に次のように加える。

小野路球場	一式	1 回	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
-------	----	-----	------------	------------

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の 2 の表の改正規定、別表第 4 の 2 (1) ア (ア) の表の改正規定（小野路グラウンドの項の部分に限る。）、別表第 4 の 2 (1) ア (イ) の表の改正規定（小野路グラウンドの項の部分に限る。）及び別表第 4 の 4 の表照明設備の部に小野路グラウンドの項を加える改正規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 別表第 4 の 2 (1) ア (ア) の表の改正規定（小野路球場の項の部分に限る。）、

別表第４の２（１）ア（イ）の表の改正規定（小野路球場の項の部分に限る。）、
別表第４の２（１）の表の次に１表を加える改正規定及び別表第４の４の表放送
設備の部に小野路球場の項を加える改正規定 公布の日から起算して１０月を超
えない範囲内において規則で定める日

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 2(第 7 条関係)

- 1 略
- 2 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
小野路グラウンド	2時間	午前7時から午後9時まで	同左
略	略	略	略

備考 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 2(第 7 条関係)

- 1 略
- 2 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
小野路グラウンド	2時間	午前7時から午後7時まで	同左
略	略	略	略

備考 略

別表第4(第8条、第21条関係)

1 略

2 運動施設

(1) 施設利用料金(駐車場を除く。)

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
略	略	略	略	略	略
小野路グラウンド	全面	2時間	6,000円	12,000円	18,000円
	1/2面	2時間	3,000円	6,000円	9,000円
略	略	略	略	略	略

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間(当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。)につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、超過利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(イ) その他の事業等に利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	100,000円	125,000円	150,000円	175,000円
略	略	略	略	略	略
小野路グラウンド	全面	2時間	120,000円	150,000円	180,000円
	1/2面	2時間	60,000円	75,000円	90,000円
略	略	略	略	略	略

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間(当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。)につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、超過利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(ウ) 略

イ 略

(2) 附属施設利用料金

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

— 部分は改正部分

附属施設の名称		利用単位	利用料金	
			スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合
小野路 球場	本部室	2時間	1,000円	2,000円
	審判控室	2時間	500円	1,000円
	記録室	2時間	500円	1,000円
	記者室	2時間	500円	1,000円
	医務室	2時間	500円	1,000円
	特別観戦室	2時間	1,000円	2,000円

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間(当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。)につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、超過利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

4 附属設備利用料金

附属設備の名称等				利用単位	利用料金	
					スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合
照明 設備	略	略	略	略	略	略
	相原中央テニスコート	1面	全灯	30分	400円	800円
	小野路グラウンド	全面	全灯	30分	1,400円	2,800円
		1/2面	1/2灯	30分	700円	1,400円
放送 設備	略	略	略	略	略	略
	町田市立陸上競技場	一式		1回	3,100円	6,200円
	小野路球場	一式		1回	1,000円	2,000円
略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第4(第8条、第21条関係)

1 略

2 運動施設

(1) 施設利用料金(会議室及び駐車場を除く。)

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円
略	略	略	略	略	略
小野路グラウンド	全面	2時間	4,000円	8,000円	12,000円
	1/2面	2時間	2,000円	4,000円	6,000円
略	略	略	略	略	略

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間(当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。)につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。

(イ) その他の事業等に利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	80,000円	100,000円	120,000円	140,000円
略	略	略	略	略	略
小野路グラウンド	全面	2時間	80,000円	100,000円	120,000円
	1/2面	2時間	40,000円	50,000円	60,000円
略	略	略	略	略	略

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間(当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。)につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。

(ウ) 略

イ 略

3 略

4 附属設備利用料金

附属設備の名称等	利用単位	利用料金
----------	------	------

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

__部分は改正部分

				スポーツに利用する場合で 入場料の徴収又はこれに類 する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で 入場料の徴収又はこれに類 する取扱いをする場合及び その他の事業等に利用する 場合
照明 設備	略	略	略	略	略
	相原中央テ ニスコート	1面	全灯	30分	400円
放送 設備	略	略	略	略	略
	町田市立陸 上競技場	一式	1回	3,100円	6,200円
略	略	略	略	略	略

備考 略

